



～不安をあおり契約させる～ “点検商法”にご注意を！

突然、業者が自宅を訪問し、「ただ今、**無料点検サービス中**です」などと言って家に上がり込み、点検の結果「このままでは危険」などと**不安をあおる**ような説明をして高額な商品やサービスを売りつける「**点検商法**」が発生しています。被害にあわないよう、冷静な判断を心がけましょう。

「無料点検」に応じたら…高額な排水管工事勧誘



「**無料で排水管の点検**をする」と業者が訪ねてきた。

無料なら、と思い見てもらったところ「**工事が必要**」と、排水管の一部が割れている写真を見せられたため、工事契約を結んだ。

工事当日、開始後しばらくして、「**水漏れ**していて**隣の家まで水が行っている**。先に別の**工事をしないと大変だ**」と言われた。

工事費が合計で **70 万円**と高額になったので迷っていると、「**特別に 50 万円にする**」と値引きを示され、**隣の家に迷惑がかかるのは困る**と思い、契約してしまった。

不安をあおり契約させるリフォーム工事の点検商法

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の**瓦が傷んでいる**ように見えたので**点検したい**」と業者が訪問してきた。

点検した後、業者が**撮影した瓦の映像**を見せられ、「**かなりひどい**。このままでは**雨漏り**するかもしれない。**すぐに工事**をしたほうが**いい**」と言われた。

迷っていると、「**たまたま今日この地域に来ているので今でない**と**契約出来ない**」とせかさ**れ**、約 **40 万円**の契約をしてしまった。

不安になって、やめたいと連絡したが、「**もうキャンセルは出来ない**」と怒鳴られた。



【 対 策 】

- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には**対応しない**ようにしましょう。
- 「特別に値引きする」などと言われても、**その場で契約してはいけません**。家族や周囲の人に相談しましょう。必要ない場合は、**きっぱり断る**ことが大切です。
- 点検を依頼した場合でも、**結果をうのみにしないで**、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決して**その場で契約しない**ようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから 8 日以内である等の場合は**クーリング・オフ**を行うことができます。

少しでもおかしいと感じた場合や、よく分からない場合は、**早めに**下記の**消費生活相談窓口**等にご相談ください。



里庄町企画商工課	0865-64-3114
岡山県消費生活センター	086-226-0999
消費者ホットライン	188 (イ・ヤ・ヤ)



クーリング・オフ制度について

1. クーリング・オフ制度とは

いったん契約したら、一方的に契約をとりやめることはできません。しかし、訪問販売のような不意打ち的な取引や複雑でリスクの高い取引などでは、契約締結後も一定期間、消費者に頭を冷やしてよく考える余裕を与え、その期間内なら契約を無条件で解約できる制度があります。それがクーリング・オフ制度です。

2. クーリング・オフできる取引は

クーリング・オフ制度が適用される取引は、特定商取引法やその他の法律等により、次のとおり、取引の形態、クーリング・オフできる期間等が定められています。

取引の種類	適用対象	期間
訪問販売	業者の訪問による店舗外での契約(アポイントメント商法・キャッチセールス・SF商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話での契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による取引(店舗契約を含む)	20日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約(店舗契約を含む)	8日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法による契約(店舗契約を含む)	20日間
訪問購入	訪問購入によって取引される原則としてすべての物品	8日間

3 クーリング・オフの方法

(1)クーリング・オフ期間内に**必ず書面(ハガキで可)**で事業者(代表者宛)に通知します。クレジット契約の場合は、信販会社にも通知をします。

- ・クーリング・オフは発信したときに効果が生じますので、通知書面に**期間の最終日までの消印**があればよく、相手方への書面の到着がその翌日以降になってもかまいません。
- ・クーリング・オフは無条件で契約を解除できる制度なので、通知に解除の理由を書く必要はありません。

(2)書面の本文と宛名面のコピーを取り、郵便窓口で特定記録郵便など**記録が残る方法**で通知してください。

(3)書面のコピーと郵便局の受領書は契約書といっしょに**5年間**は大切に保管しておきましょう。

(4)クーリング・オフ妨害があったり、期間は経過しているが書面不備等の問題点を指摘して権利を行使する場合は、内容証明郵便で出す方が確実です。

○クーリング・オフ通知書面の記入例(ハガキの場合) ※()は既払金があり、商品を受け取っている場合

郵便はがき

〒□□□□□□

株式会社□□□□□□
代表者様

契約解除通知

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円(既払金○○円)
右記の契約は解除します。
(なお、既払金○○円を返金し、商品を引き取ってください。)

○年○月○日
住所 ○○○○
氏名 ○○○○